

第 237 回個人情報保護審議会全体会及び追加審議会議録

第 1 第 237 回個人情報保護審議会全体会会議録

【曾我部会長】

定刻になりましたので、第 237 回大阪市個人情報保護審議会全体会を開催いたします。まず、事務局から本日の議題等の説明をお願いします。

【武井公開制度等担当課長】

本日の議事ですが、「個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪市個人情報保護条例の改正について」の諮問について御審議いただいた後、この諮問に係る答申案を御審議いただく予定でございます。

【曾我部会長】

では最初に、「個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪市個人情報保護条例の改正について」の諮問について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

【田中行政課担当係長】

では、お手元の資料につきまして説明させていただきます。まず「個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪市個人情報保護条例の改正について（諮問）」に加えまして、参考資料としまして、この度改正をお諮りいたします大阪市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）の該当箇所等を抜粋した資料としまして資料 1「大阪市個人情報保護条例及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）」でございます。最後に現在の条例全文としまして資料 2「大阪市個人情報保護条例」の 3 点をお配りしてございます。主に諮問書を基に説明させていただきますが、適宜資料 1 もご覧いただければと存じます。

それでは、この度諮問いたしました内容につきまして、諮問書に基づき説明させていただきます。

まず、この度の諮問の経緯から申し上げます。平成 27 年 9 月 9 日に、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」といいます。）の改正法が、平成 28 年 5 月 27 日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」といいます。）の改正法が、それぞれ公布され、いずれも平成 29 年 5 月 30 日から施行されました。

個人情報保護条例の見直しにつきましては、従前、平成 16 年 4 月 2 日に閣議決定されました「個人情報の保護に関する基本方針」において、個情法及び行個法等の内容を踏まえることとされております。

また、総務省から平成 29 年 5 月 19 日付け総行情第 33 号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」により、個情法及び行個法の改正内容等を踏まえた個人情報保護条

例の見直しに当たっての留意点等が示されました。

このたび、個情法及び行個法の改正内容や条例の運用状況を検討した結果、条例を改正する必要があると考えておりますので、条例第 59 条第 2 項の規定に基づき、諮問差し上げた次第でございます。

続きまして、諮問内容の説明に移らせていただきます。

まず、「1 個人情報の定義（条例第 2 条関係）」についてです。

改正後の個情法及び行個法では、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされております。

改正前の行個法においても、個人識別符号は個人情報に該当すると解されておりました。

今回の改正は、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするために行われたものでございます。

本市でも、現行の条例において、個人識別符号は個人情報に該当すると考えておりますが、行個法と同様に個人識別符号が個人情報に該当することを明確にする必要があると考えており、個人情報の定義を改正したいと考えております。

続きまして、「2 要配慮個人情報の定義等（条例第 2 条及び第 8 条関係）」についてです。資料 1 の 3 ページもあわせてご覧ください。

改正後の行個法では、要配慮個人情報が新たに定義されております。要配慮個人情報の定義につきましては資料 1 の 3 ページの右側の欄をご覧ください。

また、あわせて、自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされております。

条例においても、行個法と同様に、要配慮個人情報を新たに定義するとともに、個人情報取扱事務開始届に要配慮個人情報の有無を記載することとする旨を定めることとしたと考えております。

続きまして、「3 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供（条例第 10 条関係）」についてです。

この間、情報処理技術の発展に伴い、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を利用することは、それにより得られる成果が従来よりも大きくなり、その公益性が高まっており、専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供のニーズも高まってきていると考えております。

そのため、条例において、専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を利用・提供するときであって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）の意見聴取の対象とすることなく、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用・提供することができる旨の、行個法と同様の規定を定めることとしたいと考えております。

なお、事務の目的の範囲を超えた保有個人情報の提供に当たっては、これまでと同様に提供先に個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を求めることなどにより、個人の権利利益の保護を確保するとともに、国等における運用も踏まえ、個人情報保護条例解釈・運用の手引を改正するなど、適正な運用を確保してまいりたいと考えております。

最後に「4 電子計算機の結合の制限（条例第12条関係）」についてです。

条例第12条は、実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市以外のもものと通信回線により電子計算機の結合を行うこと（以下「オンライン結合」といいます。）を禁止し、例外として公益上特に必要があると認めるときに、本市以外のもものとオンライン結合を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない旨を定めております。

一方、行個法では、ITを活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や、行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠くとしてオンライン結合を禁止しておりません。

また、平成29年5月19日付け総行情第33号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」においても、「行個法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行個法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」とされております。

つきましては、オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの本市における運用状況を踏まえ、公益上の必要性が高く、又は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められます、次の場合として諮問書に記載しております、

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 本人と結合する場合
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と結合する場合

につきましては、審議会の意見聴取の対象外とする旨を定めることとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【曾我部会長】

ただ今の諮問につきまして、委員の皆さん、御意見や御質問はございますか。

【松本副会長】

行個法では、個人識別符号は政令で具体的に規定することとなっていますが、政令で個人識別符号が具体的に規定されれば、それがそのまま条例の個人識別符号になるので

しょうか。

【田中行政課担当係長】

条例に個人識別符号を規定した上で、規則で具体的に定めるということとなります。

【松本副会長】

条例独自の個人識別符号というものを規則に規定する可能性もあるのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

今回は国の個人識別符号の定義を条例でも置くという改正なので、規則で規定する個人識別符号の規定も政令にあわせることを予定しています。

【松本副会長】

個人識別符号として政令に規定されていないような個人識別符号もあり得るのではないかと思います。政令に規定されていない個人識別符号も個人情報として扱う可能性は今後残るのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

個人識別符号として政令に規定されていなくても、特定の個人を識別することができるものであれば個人情報に該当することになります。

【長谷川委員】

個人識別符号に該当した場合は、他の個人情報と比較しての特殊な効果はあるのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

特にありません。

【曾我部会長】

統計学術研究のための目的外の利用提供について、審議会の意見聴取の対象とすることなくというところですが、この趣旨というのはどのようなところにあるのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

諮問書にも記載させていただきましたように、ニーズが高まってきているというところもありますし、公益性が高いものであって個人の権利利益を害さないものについてであれば、公益性の高さに鑑みて利用ができるように、ということであると考えており

ます。

また、これまでの目的外の利用提供の事例でも、統計学術研究のものであって大学などの研究機関への提供について、審議会に認めていただいた事例もございますので、過去の事例に照らしても、本諮問をお認めいただければ同等の提供を行うことができるのではないかと考えております。

【松本副会長】

要配慮個人情報の定義について、今回、条例においても定義するということがですが、条例では以前から、収集制限のところ、思想信条等に関わるセンシティブな情報については、収集をしてはならないと規定していて、この部分は改正しないということではないでしょうか。

そうすると、収集制限がかかるセンシティブな個人情報と要配慮個人情報というものが、両方条例に規定されることになると、両者は重複する部分もあると思われるので、似たような個人情報のカテゴリーがふたつできると、実務上、混乱を来さないのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

事務局としまして、条例で収集制限を設けているいわゆるセンシティブ情報と、要配慮個人情報の整理を検討したところですが、やはり完全に一致するものではありませんので、センシティブ情報を要配慮個人情報と丸ごと置き換えるということは支障があると考えております。

行個法ではそもそも収集禁止の規定はないのですが、条例では収集禁止を規定していますので、やはり収集の禁止の規定については慎重に判断する必要があると考えております。

ただし、今ご指摘いただいた点もございますので、今後国における要配慮個人情報の運用などを踏まえ、検討を重ねてまいりたいと考えております。

【曽我部会長】

統計学術研究のための目的外の利用提供について、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないということの解釈が重要になると思うのですが、学術研究だからといって常に公益性が高いとは限らないと思われます。

不当に侵害するおそれがないというのは、学術研究の公益性・有益性というものと、権利利益の侵害というものを比較考量して、不当に侵害しないということも含んでいるということですか。

【田中行政課担当係長】

実際の提供に当たりましては、相手先がどのような機関であるのか、あるいは研究目的がどのようなものであるのかといった視点で判断し、真に識別性を含む情報を提供する必要があるものに限られるものと考えております。

【曾我部会長】

審議会の意見を聴くということになっている目的外利用・提供との均衡についてもう少し説明がいるように思うのですが。

【田中行政課担当係長】

統計学術研究につきましては、やはり一般的に公益性が高いというところがございます。

ただし、提供先が営利目的であるときなど、公益目的とは認められないときにつきましては、当然、従前どおり諮問差し上げて、審議会にご判断いただくということになるかと思います。

【長谷川委員】

統計学術研究のための目的外の利用提供について、公益性と個人の権利利益の侵害を比較考量して判断するのですか。

【高野行政部長】

提供の相手方が本市と同じようなルールで個人情報を守っている状態である場合で、提供の相手方がビッグデータを研究して、その研究成果が純粋に世の中の公益を高める、広く国民の生活を豊かにする蓋然性が高いなどと合理的に判断できるなどといった場合に認めることを想定しています。

例えば、民間の研究所や株式会社の研究機関から提供の申し出があったとしても、純粋な公益性ということからは同列に扱われないと考えています。

元々、行個法と同じ規定を置こうとしているのですが、行個法も、逐条解説書などを確認しましても、そういう純粋な公益性の高さというものは厳密に考えた上での規定であるという記載がございますので、それに倣った運用をしていくつもりです。

【松本副会長】

公益性という観点も重要だと思うのですが、他方で、行個法上の非識別加工情報と言われる、いわゆるビッグデータの活用というのは、どちらかと言うと、規制改革の流れの中で出てきている話なので、民間の営利的な活動をサポートしようという意図で設けられたカテゴリーではないかと思います。

そうすると、いわゆる非識別加工情報の場合は、多くは営利目的で申し出がなされる

のではないかと思いますのですが、統計学術研究目的のための利用が営利目的で求められた場合、それは営利性というものをどう評価するのかということもあるのではないかと思います。

公益性で比較考量するのも一つの考え方だと思うのですが、他方で営利目的による請求であれば、それは非識別加工情報のような仕組みがないと提供は許されないとか、そういった枠のようなものは考えられないかと思うのですが。

【高野行政部長】

今の御意見も踏まえまして、条例化する際には、手引や解釈に当たっての基準などを定めてまいります。

【松本副会長】

もし将来、非識別加工情報の仕組みを条例に入れる場合には、営利目的による請求については、そちらで対応することとする方が望ましいかもしれない。とすると、統計学術研究目的は非識別加工情報とは違うカテゴリーで扱った方が安全なのではないかなと思います。

【川島委員】

行個法に倣って、ということですが、国あるいは他の行政機関のこれと同様の規定に関しても、審議会に諮らなくてもこれができるというようになっているのですか。

【田中行政課担当係長】

行個法では、元々利用提供につきまして、審議会などの第三者機関に諮るという仕組みがありません。

政令指定都市についてですが、いくつかの政令指定都市で同じような規定を置いているところがあり、いずれも統計学術研究の場合は、法令等の定めがあるときや本人の同意があるときと同様に、審議会の意見聴取の対象外としており、それ以外の目的外利用については審議会へ諮問することとなっています。

【曾我部会長】

総務省の行個法の解説によると、「専ら統計の作成及び学術研究のために個人情報を利用する場合、特定個人が識別できない形で使用するのが通常であり、個人の権利利益を侵害するおそれが少なく」とありますが、これは当時の認識であって、現在はそうではなく、つまり特定個人が識別できないという事態は、昔考えていたほど甘いものではなくて、特定個人を識別することができるリスクというのは、かつてに比べて飛躍的に高まっている、というのが現在の認識であって、だからこそ個人識別符号も個人情報だとい

うことを明確にするということになっていたわけですが、他方でこの今議論している部分はかつての認識に基づく規定であるという点で、やはりギャップがあって、当時の認識に基づくこういう規定をそのまま今新たに入れるということに対してはやはり、社会からも批判的な意見が想定されるのではないかと思います。

その点も含めてもう少し備えをされた方がよくて、多分ガイドライン的なものをきちっと作って、あわせて示すなど、そういうことが必要なのではないかと思います。

可能な範囲で、この点は懸念があったということは留意していただきたいと思います。

【松本副会長】

私自身はこの統計学術研究のための目的外の利用提供がビッグデータ利活用の議論と一緒にされるというのが一番怖い点ではないかと思っています。

以前からある条文ならともかく、新たにこれを入れるときに、まさにこの規定を情報利活用のための規定だと考えて盛り込んだと解釈されるのではないかという懸念があります。

先ほどガイドラインとか手引にそこは書き込みたいとおっしゃっていましたが、これは民間等の情報利活用の一環だなどと言われたりすると、ガイドラインレベルで何とか抑えられるようなものなのかどうかと思うのですが、そこは大丈夫なのでしょうか。

【高野行政部長】

非識別加工情報は今回の条例改正には入っていませんが、国の法の体系ではそういうものが用意されていて、どちらかと言いますと、松本先生がおっしゃられたように、世の中が今求めているビッグデータ活用というものは、非識別加工情報の方でなされるという国策でもあると思っていますので、それは誤解のないようによく検討して、対処する必要があるとは考えております。

【曽我部会長】

では、一通り御議論いただきましたので、この諮問についての審議会としての意見をまとめたいと思います。この諮問については、了承するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【曽我部会長】

では、当審議会は、諮問内容について了承します。これをもちまして、「個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪市個人情報保護条例の改正について（諮問）」につ

いて審議を終了させていただきます。引き続き、答申案の審議に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

【田中行政課担当係長】

では、先ほどまでの御審議を踏まえまして、答申の案文をお手元にお配りさせていただきます。ひとまず、全文読み上げさせていただきますので、その後、ご指摘等を踏まえながら修正等をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。では、読み上げさせていただきます。

(答申案読み上げ。)

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【曾我部会長】

ありがとうございます。では、今の答申案につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

【川島委員】

3 (3)について、統計学術研究のための目的外の利用提供の運用状況を審議会に報告するとは具体的にはどのような報告になるのですか。

【田中行政課担当係長】

提供先や提供した情報の内容などを詳細にご報告することとします。

【長谷川委員】

統計学術研究のための目的外の利用提供の運用状況を報告する際には、利用提供の理由を付して報告することとしていただきたい。

【田中行政課担当係長】

では、3 (3)の「運用状況を報告すること」の前に「利用提供の理由を付して、」を追記させていただくということでしょうか。

【長谷川委員】

その修正をお願いします。

【島田委員】

その報告を受けて、審議会ができることはありますか。

【田中行政課担当係長】

そのようなことがないように当然努めて参るのですが、万が一、今回の御審議の内容などを踏まえた答申に反するような利用の実態があるということでありましたら、そこは審議会から独自に意見具申としてご指摘いただくこともできます。

【松本副会長】

3のなお書きのところですが、営利目的での提供については、この規定では認められないといったようなことを、答申の中に入れられないでしょうか。

営利目的での利用提供を認めてしまうと、もし非識別加工情報の仕組みを設けたときに整合性が取れなくなるのではないかとこのところが気になります。

【曾我部会長】

「営利的な学術研究」というものがあるという前提でしょうか。

【田中行政課担当係長】

製薬会社などの創薬研究というものも研究には当たると思いますが、これは研究を通じて自社の利益に還元されていくということになります。これを今回の統計学術研究のための目的外の利用提供の規定の範疇に入れるつもりはございませんので、そのようなものを除外するというような趣旨での記載となります。

【曾我部会長】

入れた方が明確にはなるかもしれないですね。

3(1)の「公益性が高いものである統計の作成又は学術研究」については、学術研究や統計の中でも、公益性が高いものに限定する趣旨が本来の意味だと思うのですが、その点に誤解が生じないものにしていただく方が良いと思います。少なくとも「高いものである」は削除していただいて「公益性が高い」としていただければ。

【田中行政課担当係長】

では、営利目的に係る点も含め、「統計の作成又は学術研究のうち、公益性が高く、営利を目的としないものに限ること」とさせていただくということではいかがでしょうか。

【曾我部会長】

その修正をお願いします。

また、4について、本人と結合する場合というのは、本人の同意がある場合というのは元々対象外という規定があるわけではないのでしょうか。

【田中行政課担当係長】

現行の条例上はそのような規定はなく、本人との結合であったとしても結合してはならない、結合について実施機関が公益上特に必要があると認めるときは審議会に諮ると、その2点のみになっております。従前から法令等に定めがある場合、本人同意がある場合には例外として結合を認めるという規定はありません。

【曽我部会長】

審議は以上でよろしいでしょうか。では、事務局から答申案の修正箇所の確認をお願いします。

【田中行政課担当係長】

3(1)については、「統計作成又は学術研究のうち、公益性が高くかつ営利を目的としないものに限ること」と改めさせていただきます。

3(3)については、「当審議会において、適正に運用がなされていることを確認するため、利用提供をした理由を付して運用状況を報告すること。」と改めさせていただきます。

【曽我部会長】

色々と御意見がありましたが、答申としてはこの内容でまとめるということでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【曽我部会長】

では、当審議会は、答申について了承します。以上をもちまして本日の審議会を終了します。

第2 追加審議（メール審議）会議録

【曽我部会長】

「3 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供（条例第10条関係）」については、行個法準拠の運用ということですので、その旨を明確にする趣旨で、3(2)に「統計の作成又は学術研究の目的に応じ、可能な限り特定個人が識別されるおそれを低減させる措置を講じるなど、」と追記するのはいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。